

九運観企第86号
令和6年12月9日

管内各県
旅行業法担当部署 御中

九州運輸局観光部長
(公印省略)

貸切バスの道路交通法令遵守の徹底について

平素より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の著しい観光需要の増加に伴い、国内外から多くの旅行者が九州を訪れているところです。

特に、訪日外国人観光客を対象とした団体旅行はさらなる増加が見込まれ、今後、主要道路の渋滞等が想定されます。

最近では、博多駅筑紫口側の国道385号線（筑紫口通り）「オリエンタルホテル福岡博多ステーション前」や「ヨドバシカメラマルチメディア博多前」などで、駐停車禁止場所にもかかわらず、貸切バスの路上駐車（乗車待機）が常態化しており、円滑な道路交通を阻害している事態となっています。

このような状況を受け、令和6年11月29日付けで当局自動車交通担当部門より貸切バス事業者あて、駐停車禁止場所での待機や駐車を行わないよう関係法令を遵守するとともに、道路走行環境の確保及び安全・安心な輸送サービスの確保に努めるよう文書を発出しています。

つきましては、貸切バスの道路交通法令遵守について、旅行業者及び旅行サービス手配業者におかれましてもご理解とご協力をいただきたく、貴県登録事業者に対して周知願います。

なお、貸切バス事業者を利用した募集型企画旅行又は受注型企画旅行の場合において、旅行業者又は旅行サービス手配業者によって旅行の安全の確保が不当に阻害された場合には、旅行業法第19条第1項第1号又は第37条第1項第1号により6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ又は登録を取り消すことがあります。

また、一般社団法人日本旅行業協会九州事務局及び一般社団法人全国旅行業協会九州地方支部長連絡会に対し、道路交通法令遵守について、別途依頼文書を発出しています。